

公 示 日 : 2025 年 6 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 25a00265

国 名 : ネパール

担 当 部 署 : 環 境 管 理 ・ 気 候 変 動 グ ル ー プ 第 二 チ ー ム

調 達 件 名 : ネパール国ポカラ市における持続可能な污水管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月中旬から 2025 年 10 月上旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 6 月 25 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E)

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2024 年 4 月（2025 年 3 月追記版））の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（上下水道含む環境管理分野の各種評価調査の経験を高く評価する。）
対象国及び類似地域	南アジア地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ネパール政府は、地方都市の水環境保全問題の解決のため第 16 次 5 ヶ年計画（2024/25～2028/29）¹に沿って各種開発事業を実施中であり、同計画には污水管理に関する目標が設定されている。そのうち、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という）のゴール 6「安全できれいな水とトイレを世界中に」のターゲット指標である「適切な下水施設（下水道・不浸透性浄化槽など）に接続している都市部世帯数」（ターゲット 6.2.5）については、2030 年までに 90%達成することを政府目標に掲げているが、2022 年時点でのネパールの達成状況は 45%程度に留まっている。

現状、下水道が整備されているのは、カトマンズ盆地、ビラトナガル、ビルガンジ等に限られており、その他都市における污水管理施設の導入や管理体制整備が遅れている状況である。こうした状況を踏まえ、施設整備や管理体制の構築を含めた適切な污水管理に下づく衛生環境の改善はネパール政府の最優先課題の一つとなっている。こうした状況下において、ネパール政府は、2022 年に水衛生法を制定し、水衛生事業は原則として地方自治体での実施と規定されたが、規模の大きな施設を含めて、連邦政府、州政府の関与を規定した。

ネパール第 2 の都市であるポカラ市は、国内最大の観光都市であり、今後さらなる観光客の増加と都市化が見込まれている。また中心部に位置するフェワ湖を含む湖郡は、ラムサール条約の保護対象地に登録されている。一方で、都市化の加速に伴い水質の悪化が進んでおり、地下水の汚染も見られる状況となっている。しかし、ポカラ市では污水管理を担う組織体制が整備されておらず、下水処理施設がないため、オンサイト処理施設から発生する汚泥の適切な処理ができていない。今後の更なる水質汚染の進行を防止するため、衛生改善・水環境改善に係る対策は喫緊の課題となっている。この他にも、投資資金の不足だけでな

¹ <http://elibrary.moest.gov.np/bitstream/123456789/308/1/16.pdf>

く、適切な制度、運営組織、技術、人材が不十分であることも報告されており、施設・システムの整備とあわせて、給水省上下水道局（(Department of Water Supply and Sewerage Managemnet : 以下 DWSSM)）及び地方都市における汚水管理能力の向上が求められている。

以上の背景を踏まえて、本事業は、主要な対象都市として、DWSSM が地方都市における汚水管理の実施を担う実施機関及び体制を整備し、地方都市における適切な汚水管理を行うための能力を強化することを目的に実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 7 月中旬～2025 年 8 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ネパール側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を他分野調査団員と協力・分担して作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の論理構造や担当分野関連部分を、他分野の調査団員と協力・分担し検討を行い、必要に応じて加筆・修正を提案する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 準備期間におけるネパール側との打合せ、会議、対処方針会議等については、簡易議事録ドラフト（日本語）を、他分野の調査団員と協力・分担して作成する。

(2) 現地業務 (2025年8月下旬～2025年9月中旬)

- ① JICAネパール事務所等との打合せに参加する。
- ② ネパール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野に関する調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、会議毎に簡易議事録案（日本語）及び出席者名簿（名前、所属組織、職位、連絡先（電話・メールアドレス）を含む）（英語）を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - A) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - B) 人員体制
 - C) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - D) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 他団員と連携し、以下の横断的事項について、プロジェクト活動に反映させるべき内容について検討し、PDM 案の提案を行う。
 - ア) ネパールの污水管理における、気候変動に係る情報収集として、ネパールの「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)を確認する。

² [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

イ) プロジェクト活動に関連した、生物多様性に関する調査、及びジェンダー主流化に係る情報収集。

⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAネパール事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2025 年 9 月中旬～2025 年 10 月上旬)

① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート (案) に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 10 月 8 日 (水) までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表 (案) (和文)

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年8月23日～9月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 上下水道政策 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 下水道技術／維持管理制度 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 調査団員合流前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントメント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動グループ第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ 「ネパール国 ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート(本文)」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12386892_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12386892_02.pdf

- ・ 「ネパール国 ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート(添付資料)」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000053334.html>

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められ

た方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上